

登園許可証明書

八街すずらん幼稚園
園長 薄永 裕美 殿

クラス
園児氏名
保護者氏名

印

証明日： 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ現在軽快し 登園してよいことを証明します。

年 月 日から療養開始
年 月 日から登園可

| 該当疾患に○ | 疾患名 | 登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 |
|--------|-----------------|---|
| | 麻疹 (はしか) | 解熱後 3 日を経過するまで |
| | インフルエンザ | 発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有な咳が消失するまで又は 7 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん(三日はしか) | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(みずぼうそう)・帯状疱疹 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 結核 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | A群溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後 2 4 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで |
| | 流行性角結膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 急性出血性結膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで |
| | 突発性発疹 | 解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | ウイルス性肝炎 (A型) | 肝機能が正常になるまで |
| | 感染性胃腸炎 | 嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、激しい咳が治まるまで |
| | 伝染性紅斑 (りんご病) | 発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可 |
| | ヘルパンギーナ | 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可 |
| | 手足口病 | 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可 |
| | 伝染性膿痂疹(とびひ) | 患部を覆えれば登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで |
| | その他の感染症 () | |

※ 園生活での注意事項

()

医療機関名

医 師 名

印